

第443回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年1月15日（月）
- 2 開催年月日 令和6年2月15日（木）午後1時30分から午後2時55分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

委員（12名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、皂健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席3名：菅野信弘委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、平嶋特命課長、藤原主任主査、荒木主任主査、高梨主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、西洞水産技術センター副所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

赤平英之

報道関係者

黒山幹太、鎌田佳佑

5 委員会の議事

- 第1号議案 令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）
- 第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
- 第3号議案 漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）
- 第4号議案 定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）
- 第5号議案 定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について
- 第6号議案 定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について
- 第7号議案 令和6年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

皆様、御苦勞様でございます。ただ今から、第443回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日御審議いただく議案は、特定水産資源の漁獲可能量等に係る県からの諮問が4件のほか、委員会指示3件を予定しておりますが、議案が多くなっておりますが、円滑な審議に御協力いただきますよう、お願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。御苦勞様でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に本日の出席委員を確認させていただきます。本日は、菅野委員、金澤委員、平井委員の3名が欠席でございます。12名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、藏委員と八木橋委員をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

大井会長

それでは、第1号議案「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）」の要旨、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣からすけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められ

ているものでございます。知事からの諮問の根拠となります漁業法につきましては、綴りの一番後ろ10ページに抜粋して整理してございます。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、これまで、漁獲可能量を定める諮問があった都度、関係条項につきましては、説明させていただいておりますので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。後ほど、御確認いただければと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年2月13日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案のタイトルと同じでございます。

その後の本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求めることが記載されております。知事管理漁獲可能量の案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。恐れ入りますが、以降、着座にて御説明させていただきます。

まず、3ページをお開き下さい。農林水産大臣から、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6管理年度におけるすけとうだら太平洋系群及びするめいかの岩手県漁獲可能量を、それぞれ現行水準とする通知がありました。なお、このすけとうだら太平洋系群及びするめいかの現行水準では、岩手県の現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして配分数量を明示せず、目安となる数量を示して配分されるものでございます。

4ページをお開きください。同じく農林水産大臣から、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6管理年度におけるくろまぐろの岩手県漁獲可能量を、小型魚を78.8トン、大型魚を55.1トンとする通知がありました。

5ページを御覧願います。岩手県の資源管理の方針を示した岩手県資源管理方針です。第2で知事管理区分は、水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしており、第3で漁獲可能量の配分の基準を定めることとしています。

6ページを御覧願います。くろまぐろ（大型魚）の具体的な資源管理方針、別紙1-4でございます。第2の所で中西部太平洋条約海域において、くろまぐろ（大型魚）を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てるとあります。

7ページを御覧願います。くろまぐろ（小型魚）の具体的な資源管理方針、別紙1-5です。第2及び第3の内容は、くろまぐろ（大型魚）と同様でありますので、割愛させていただきます。

8ページを御覧願います。するめいかの具体的な資源管理方針の別紙1-6です。第2の部分で、するめいかの採捕を行う水域においてするめいかを採捕する全ての漁業に対し、第3の部分で、全量を岩手県するめいか漁業に配分するとあります。

9ページを御覧願います。すけとうだら太平洋系群の具体的な資源管理方針を示す別紙1-7です。同じく第2で、すけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域において、すけとうだら太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3の所で、全量を岩手県すけとうだら漁業に配分するとあります。

戻りまして、2ページを御覧願います。知事管理漁獲可能性を示す案文でございます。表を御覧願います。特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理の手法は記載のとおりでございます。すけとうだら太平洋系群及びするめいかの知事管理漁獲可能性は、県の留保を行わず、全量である現行水準をそれぞれ全ての漁業へ配分するものです。また、くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能性は95パーセントに当たる74.86トンを実を全ての同漁業に配分し、県の留保は残り3.940トン、くろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能性は95パーセントの52.345トンを実を全ての同漁業に配分し、県の留保は残り2.755トンと定めようとする案でございます。

なお、今回お示しした案文は漁獲可能性の当初設定ですが、当初設定の後、漁獲可能性に変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手県海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針にのっとり機械的に知事管理漁獲可能性と県の留保分に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能性を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正については、県に御一任いただくようお願いいたします。それでは御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思ひます。

大井会長

御意見、御発言ございませんか。

（「ありません」の発言）

大井会長

それでは、第1号議案について、異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第8号及び第11号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法及び県漁業調整規則の規定につきましては、資料の8ページから11ページにかけて抜粋して整理してございます。8ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第8号の「さんま棒受網漁業」と、第11号の「いか釣り漁業」の2つの漁業種類になります。また、制限措置として定める具体的な項目等につきましては、次の9ページの同規則の第11条と、10ページに読替え規定を抜粋しております漁業法の第42条に規定されておりますが、これまで知事からの諮問の都度、制限措置等として定める項目等については、御説明させていただいておりますので、改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年2月2日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、知事許可漁業の制限措置等について（諮問）。その後の本文につきましては、諮問の根拠法令、関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。2ページ以降に制限措置等の内容について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

水産振興課漁業調整課長の太田です。よろしくお願いたします。それでは、第2号議案について御説明いたします。失礼ながら、以降着座にて御説明させていただきます。

初めに、資料6ページをお開き願います。知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶の数などを上段の表に示す「制限措置」として定め、その内容を予め公示することとされております。今回お諮りいたしますのは、中段の表「操業区域を岩

手県沖合海面とする知事許可漁業の種類」のうち、県外船を対象とした「7 さんま棒受網漁業」と「10 いか釣り漁業」でございます。

次のページを御覧ください。今回の諮問の対象となる漁業に係る制限措置について、御説明します。2の制限措置のうち、「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について」を御覧ください。まず、(1)「さんま棒受網漁業」については、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯がございます。関係道県への要望調査の結果、いずれも許可枠の範囲内で要望があったことから、業界団体からの意見も踏まえ、要望数と同数の許可枠を公示するものでございます。公示案につきましては、資料2ページに示しておりますので、後で御目通しをお願いいたします。

続きまして、(2)「いか釣り漁業」でございます。アの「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について」を御覧ください。いか釣り漁業についても、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯がございます。関係道県への要望調査の結果、北海道及び青森県を除く県の要望数は許可枠の範囲内となったことから、要望数と同数の許可枠を公示するものです。許可枠を超える要望となりました北海道及び青森県につきましては、業界団体の意見を踏まえ、いずれも従前の許可枠に限り公示するものでございます。

次に、イの「能登半島地震に伴う知事許可漁業の有効期間満了日の延長について」を御覧ください。令和6年能登半島地震の発生を受け、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、災害発生区域に住所又は漁業根拠地を有する漁業者を対象として、知事許可漁業の許可の有効期間を延長する措置が講じられております。当該措置により、本県では、いか釣り漁業の許可を受有する者のうち石川県及び福井県に住所を有する者の一部について、許可の有効期間の満了日が従来の令和6年2月29日から令和6年6月30日に延長されたことから、関係各県の意向を踏まえ、石川県分については延長後の満了日に合わせ許可募集を行うこととし、公示も別途行うこととしております。なお、福井県分については例年どおり手続きを進めることとし、他道県分と合わせて公示を行うこととしております。石川県を除く7道県の公示案は、資料3、4ページ、石川県については資料5ページに示しております。

なお、資料11ページに根拠法令の抜粋を示してございますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。御審議、よろしくをお願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第2号議案について、異議ない旨、答申することと賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

続きまして、第3号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

第3号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」の要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則第4条に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業及びさけはえ縄漁業の許可、並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可に当たり、同規則第15条第1項の規定に関わらず、漁業の許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令上の規定について御説明しますので、6ページを御覧願います。県漁業調整規則の抜粋でございますが、今般、諮問の対象となっている漁業につきましては、太字と下線で表記しております第4条第1項第1号の「あわび漁業」から第14号の「いるか突棒漁業」までの計10種類の漁業となっております。

次に7ページを御覧願います。第15条第1項に、「許可の有効期間」として、漁業の区分に応じて5年、3年あるいは1年とすることが規定されております。また、この「有効期間」について、同条第2項において、「知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。」と規定されておまして、この規定が、知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和6年1月12日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）。その後の本文の内容につきましては、先ほど、御説明いたしました県漁業調整規則において規定されている知事許可漁業のうち、令和6年度中に許可が予定されている漁業について列記され、結びに「許可に当たっては、同規則第15条第1項の規定にかかわらず

別紙のとおり漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、諮問内容につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、資料の5ページをお開き願います。

こちらの表は、知事許可漁業の許可の有効期間を一覧にしたものでございます。右から2列目「今回諮問」の欄に○印がついている漁業種類の有効期間を短縮しようとするものでございます。

有効期間を短縮する理由等を御説明いたしますので、資料2ページをお開き願います。まず、「1 一斉更新において有効期間を短縮するもの」でございますが、いずれも更新日の同日付けで許可する場合の有効期間を短縮するものとなっております。

まず、(1)県内船等に係る漁業の許可を短縮する理由につきましては、あわび漁業となまこ漁業は密漁防止の観点から、さけはえ縄漁業は国の通達によりまして、通常の有効期間は1年のところを、実際の漁期となる期間に限り許可するものでございます。

次に、(2)県外船に係る漁業の許可につきましては、対象の漁業種類の有効期間は通常3年となっておりますが、本県船が他道県の沖合で入会して操業する場合、他道県から許可の有効期間が1年以内とされていることを踏まえ、漁業調整上、本県も他県船への許可の有効期間を1年とするものでございます。

次に3ページを御覧ください。「2 一斉更新日の翌日以降において有効期間を短縮するもの」についてですが、これは、一斉更新で許可枠に残枠が生じた際、許可の有効期間中に追加で許可する場合等において、先に一斉更新した許可と後から追加する許可、双方の有効期間の満了日を同一とするものでございます。短縮の理由としましては、(1)県内船等に係る漁業及び(2)県外船に係る漁業の許可について、一斉更新日の翌日以降に許可する場合、漁業調整上、有効期間の満了日が同一となることが適当であるためでございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見等、ございませんか。

(「ありません」の発言)

大井会長

それでは、第3号議案について、異議がない旨、答申することとに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

続きまして、第4号議案「定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」を上程します。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。

議案の具体的な説明に入ります前に、本議案の審議に当たりまして、「利害関係にある委員の議事への参加の制限に関する規定」がございますので、これを先に御説明させていただきます。資料の10ページから11ページに跨りまして、漁業法を抜粋しておりますが、11ページの一番上の第146条を御覧願います。条文を読み上げますと、「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。」と規定されてございます。

この後、定置漁業に係る免許申請者の適格性等につきまして御審議いただくこととなりますが、恐れ入りますが、2ページを御開き願います。「定置漁業に係る免許申請者一覧表」でございます。表の左から「公示番号」、「漁場名」の順に整理されておりますが、このうち、このページの公示番号：定第8号、下から二つ目、大作根網漁場につきましては、2名からの共同申請となっております。このうちの1名が本委員会の委員であります「臼健一郎委員」となっております。

同様に、7ページを御開き願います。公示番号：定第316号、鵜の鳥漁場につきましても2名の共同申請で、このうちの1名が本委員会の委員であります「亙理榮好委員」となっております。先ほど御確認していただきました漁業法第146条の「自己に関する事件については、議事に参与することができない。」という規定に該当してまいります。

この「議事に参与することができない。」という意味は、「審議や評決に加わるだけではなく、会議そのものにも出席を認めない。」という解釈になってございますが、本委員会では、過去の同様のケースにおきまして、法の条文ただし書きの規定を踏まえて、事前に、

関係する委員の会議への出席、発言を認めることを確認したうえで、議案を審議してきた経過がございます。

今般の議案につきましても、具体の審議に入ります前に、皂委員と互理委員のお二人が会議に出席して、発言することができるかどうかについて、御審議、御決定をいただきたいと思っております。よろしく御審議をお願いします。

大井会長

ただ今、事務局から説明がありました。漁業法では、原則、委員は「自己に関する議事については審議や評決に加わるだけでなく、会議そのものには出席できない」ということですが、過去の漁業権の免許に係る審議におきましても、委員会の承認により、関係する委員の会議への出席、発言を認めてきた経緯がございますので、本日の審議においても同様に承認することとして、採決の際、該当する委員には、一旦、席を外していただくこととしたいと思っておりますが、如何でしょうか。

(「異議なし」の発声)

大井会長

御異議ないようでございますので、皂委員及び互理委員につきましては、それぞれの申請に関する採決の際には御退席願うことといたします。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、御説明いたします。

最初に、これまでの処理経過等について御説明いたしますので、恐れ入りますが、資料の8ページをお開き願います。

掻い摘んでこれまでの経過を御説明いたしますと、一昨年から県では、今年度の漁業権一斉切替えに向けた作業を進めてまいりまして、昨年9月に、定置漁業権に係る海区漁場計画の変更案を作成し、当委員会では、9月6日開催の第440回委員会、それから10月2日開催の公聴会及び第441回委員会において審議し、県が作成した海区漁場計画の変更案に対して異議のない旨を答申してございます。

その後、県では10月4日に海区漁場計画を変更決定して公示し、その公示に基づき、漁業権を取得しようとする者から、県に免許申請書が提出されましたことから、今般、県から漁業法の規定に基づき免許処分するに当たって、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、資料の1ページをお開き願います。令和6年1月29日付け水振第679号による知事からの諮問書の写しでございます。標題は、「定置漁業に係る漁業権の免許について(諮問)」。本文では、漁業法の規定により、別紙に記載する者から免許申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されてございます。

最初に、漁業法の規定についてでございますが、資料の10ページをお開き願います。上段部分、第69条第1項の太字で下線を引いている箇所を拾い上げて読み上げますと、「免

許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」ことが規定されてございます。また、その下の第70条で「前条第1項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」ことが規定されておりまして、これが知事からの諮問の根拠となっております。

それでは、免許申請の状況を御説明いたしますので、再度、資料の2ページを御覧願います。「定置漁業の免許申請者一覧表」でございます。公示番号、漁場ごとに、申請者の情報等が整理、記載されてございまして、表の一番右の備考欄には、今般の申請者について、現行漁業権者と変わっている場合は、その内容について説明記載されてございます。公示番号：定第1号から資料の7ページの定第321号まで、公示されました海区漁場計画は、全部で80件でございますが、このうち、7ページの最後、定第321号：金入漁場を除いた79件について、免許申請書が知事あてに提出されたという状況でございます。また、その前の6ページを御覧願います。ここの二重線で囲んでおります定第204号：秋三丁目漁場につきましては、釜石東部漁業協同組合と萬漁業生産組合の2団体からの競願申請となっております。これらの免許申請につきまして、漁業法の規定に基づき、申請者が適格性を有しているかどうか等について審査し、その結果について知事に答申することになります。

それでは、適格性等の審査に関連する漁業法の条文について御説明いたしますので、再度、10ページを御覧願います。

まず、第71条で、「免許をしない場合」の規定がございまして。第1項で「次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。」と規定されておりまして、その下に第1号から第4号に具体的な内容が示されておりまして。第1号では、「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき」という規定でございまして、これにつきましては、後ほど第72条の条文を確認しながら御説明させていただきます。次の第2号では、「海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき」とありますが、今回の申請につきましては、全て公示した内容に合致しております。次の第3号では、「漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき」となっておりますが、特に不当な集中があるとは認められません。第4号では、「漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」とありますが、今般の漁業権の免許に当たっては、海区漁場計画を作成する段階で確認、調整が図られておりますので、特に問題はございません。

以上のとおり、今般の申請につきましては、第71条第1項の第2号から第4号に規定されている「免許をしない場合」には該当いたしません。

それでは、先ほど、後回しにいたしました第1号の「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき」につきまして、第72条で確認してまいります。

この第72条は、「免許についての適格性」として規定されてございますが、本日御審議いただきます定置漁業権は、個別漁業権となりますので、同条第1項が免許を受け得る適

格性要件となります。規定の表現が否定形となっているので、分かりにくいと思いますが、簡単に言い換えますと、まず、第1号では、申請者が「漁業又は労働に関する法令を遵守していること」、第2号は、申請者が「暴力団員等でないこと」、第3号は、申請者が法人である場合、その「役員や使用人も第1号及び第2号に該当しないこと」、第4号では、「暴力団員等がその事業活動を支配する者ではないこと」ということとなります。

今般、諮問のごさいました定第1号から定第320号まで、競願申請を合わせますと計80件の申請書類には、役員又は使用人を含めて、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者はいないこと、暴力団員等に該当する者もいないこと、また、暴力団員等によって事業活動が支配される者ではないことを誓約する書面が添付されていることを確認しております。

併せて、事務局におきましては、申請者の住所地を所管している沿岸及び県北広域振興局の水産部、水産振興センターに配置されております併任書記に照会いたしまして、この漁業法第72条第1項各号に掲げるような事実は把握していないことを確認しておりますので、諮問のありました全ての申請者は、免許の適格性を有するものと判断しております。

免許申請者の適格性等に係る事務局からの説明は以上でございますが、前段で申し上げましたように、資料6ページの定第204号：秋三丁目漁場につきましては、現行の漁業権者でございます釜石東部漁業協同組合のほか、萬漁業生産組合からも申請書が提出されている状況となっております。このような競願の場合の取扱いにつきましては、漁業法第73条第2項で、「同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事が免許をすべき者を決定すること」が規定されておりますことから、当該漁場に係る申請についての県の考え方につきまして、県水産振興課から御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは御説明いたしますので、資料の9ページを御覧下さい。こちらに「定置漁業権の免許すべき者の決定について」ということで資料を付けております。

まず、1番でございますが、競願となった漁業権につきまして、表の中に示しておりますとおり公示番号：定第204号、漁場名：秋三丁目、申請者名ということで、上段が釜石東部漁業協同組合、下段が萬漁業生産組合となっております。右端の備考欄を見ていただきますと、上段には満了漁業権を有する者、下段には新規というふうに記載してありますが、この満了漁業権というものは、今回の更新前のこちらの漁場の漁業権のことを示しております。

次に、2の「免許をすべき者の考え方」でございます。競願となりました漁業権は、令和5年10月4日付けで公示した岩手海区漁場計画において、類似漁業権、つまり法に規定する漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類、満了する漁業権と概ね等しいと認められて設定されている漁業権でございます。先般の漁業法改正の

趣旨に鑑みますと漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者がいる場合は、その者に優先して免許するものとなります。

3の「免許をすべき者の決定について」でございますが、競願となった漁業権については、当該満了漁業権を有する者による申請があり、その者が当該満了漁業権にかかる漁場を適切かつ有効に活用していると認められるので、法第73条第2項第1号の規定により、当該満了漁業権を有する者、つまり釜石東部漁業協同組合が免許を受けることとなります。

なお、補足でございますが、今般競願となった定置漁業権は、免許を受けた日から3年間は操業しておりましたが、その後の2年間は乗組員の確保ができず、県に対し休業届が提出されているところでございます。休業届を出した上で休業していた場合には、休業期間中について、ただちに漁業法第91条第1項第2号にいう「合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していない」状態とはみなされないとされております。当該満了漁業権を有する者が休業していた理由は、近年のさけ等主要魚種の急激な不漁を受けての乗組員不足であり、やむを得ないと認められるもので、漁業権切替後は再び操業するという意思をもって免許を申請してきたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

大井会長

ただ今、第4号議案について事務局及び県から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(湊委員「はい」の発声)

大井会長

はい。

湊委員

2年間休業したということなんですが、例えば今回免許して、何年か操業して、2年とか3年休業した場合、例えば今操業している萬さんが休業期間その操業したいとなった場合、どういう扱いになりますか。

太田漁業調整課長

今回免許した後に、休業届というものが出てきた場合には、まず、適切かつ有効な活用をしていないことにはならないわけでございますが、その中で、もし、休業中の漁場で操業したいという申請が出てきた場合には、そちらについても、今後検討していかねばいけないということでございます。

湊委員

はい、ありがとうございます。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

他に御意見等ございませんか。

(発言なし)

大井会長

御意見等がなければ、第4号議案について、分割してお諮りをいたします。

最初に、当委員会の委員に利害関係がございます「定第8号」と「定第316号」の2件の申請について個別にお諮りをいたします。次に、競願申請となっております「定第204号」についてお諮りし、最後に、それ以外の76件の申請について、一括してお諮りすることといたしますので、よろしくお願いをいたします。

大井会長

それでは、「定第8号：大作根網漁場」の申請についてお諮りをします。

自委員には、一旦、御退席をお願いいたします。

(事務局：自委員を控席に誘導)

大井会長

それでは、自貴信ほか1名から申請がございました「定第8号」につきましても、免許申請者に適格性があり、免許することが妥当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(自委員を除く委員10名挙手)

大井会長

はい、全員賛成でございますので、その旨、答申することに決定をいたします。

自委員は、席にお戻りください。

(自委員、復席)

大井会長

次に、「定第316号：鵜の鳥漁場」の申請についてをお諮りいたしますので、互理委員には、一旦、御退席をお願いいたします

(事務局：互理委員を控席に誘導)

大井会長

それでは、互理榮好ほか1名から申請がございました「定第316号」につきましても、免許申請者に適格性があり、免許することが妥当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(互理委員を除く委員10名挙手)

大井会長

はい、全員賛成でございますので、その旨、答申することに決定いたします。

互理委員は、席にお戻りください。

(互理委員、復席)

大井会長

次に、競願となっております「定第204号：秋三丁目漁場」の申請についてお諮りいたします。

先ほどの事務局及び県の説明で、申請者である釜石東部漁業協同組合と萬漁業生産組合の両者に適格性があると判断されますが、免許に当たっては、漁業法の規定に基づく県の考え方に異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、全員賛成でございますので、その旨、答申することに決定いたします。

大井会長

それでは、最後にその他の申請につきまして、一括してお諮りをいたします。

先に決定をしました3件の申請を除いたその他全ての申請につきましては、免許申請者にそれぞれ適格性があり、免許することが妥当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成でございますので、その旨、答申することに決定をいたします。

第4号議案は、以上でございます。

第4号議案終了

大井会長

続きまして、第5号議案でございます。「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

大野事務局次長

事務局次長の大野でございます。第5号議案「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」御説明します。赤色の表紙の資料を御用意下さい。以降、着座での御説明とさせていただきます。

第5号議案「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、令和6年3月1日付けで漁業権の免許が予定されている定置漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、保護区域を設定しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令として漁業法については、13ページを御覧ください。漁業法第120条、ゴシック・アンダーラインの部分ですが、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、

水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」となっております。

以上を根拠に令和6年3月1日付けで免許が予定されている定置漁業について、免許申請者からの要望を踏まえ、保護区域を設定するものでございます。

次に9ページを御覧願います。これは、現在、出されている委員会指示でございます。

12ページを御覧願います。最後に「参考」として表に整理しておりますとおり、昨年、免許及び許可されました小型定置漁業につきましては、令和5年9月1日付けで保護区域を設定する委員会指示を発動しております。今般、太線で囲っている部分になりますが、定置漁業権が切替えとなりますことから、第4号議案で御審議いただきました79の漁場に係る保護区域の設定について、御審議いただくものでございます。

それでは、8ページを御覧願います。ここには、一般的な「定置網の模式図」として、保護区域を設定するに当たって基点となる元地、左右の台、胴張りの沖側の浮子の位置を図示しております。併せて、下の図では「定置漁業の保護区域の模式図」をお示ししておりますが、水色に着色した部分が保護区域となります。

なお、保護区域の定め方については、模式図で御説明します。まず、定置網を囲んでいる赤色の線でございます。免許が予定される漁場の区域を示しております。その外側を囲む青色の太い実線が「保護区域」でございます。

この区域は、定置網・身網の左上に表示しております「左側の沖側の台」から漁場別に定める距離の点アを通るア線と、反対の「右側の沖側の台」から漁場別に定める距離の点イを通るイ線、それから図の中央、上の「胴張りの沖側の浮子」から漁場別に定める距離の点ウを通るウ線を定め、Aタイプの元地が陸上にある定置網は、ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域が保護区域となります。また、Bタイプの元地が陸上に接しない定置網は、ア線、イ線、ウ線及び元地の位置となる点エを通るエ線に囲まれた区域が保護区域となります。

それでは、4ページを御覧願います。今般、定置漁業の保護区域を設定するに当たり、免許申請者から提出のありました要望を一覧表として整理したものでございます。表の項目は、左から、タイプ、公示番号、漁場名、時期、現行の点ア、イ、ウの距離、要望の点ア、イ、ウの距離、要望理由等としてございますが、各申請者からの要望距離は、表のとおり、全て現行と同じでございます。

このように、免許申請者から継続して保護区域の設定要望がありますことから、事務局といたしましては、当該漁業の保護のため、長年、それぞれの漁場で操業秩序が維持され、定着している区域を、漁業権切替後も引き続き、保護区域として設定することが適当であると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。日付につ

きましては、本日御承認いただければ、漁業権の免許日に合わせて令和6年3月1日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、垣網の元地が陸上に接する所にある漁場Aタイプの定置網については、1(1)保護区域、次の直線ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。以下のア線、イ線、ウ線、それから点ア、点イ、点ウにつきましては、8ページの模式図でお示したとおりでございます。漁場別の距離は、下の表のとおりで、全て現行どおりでございます。

1(2)保護区域内における漁業の制限でございますが、「保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。」として、これも現行どおりでございます。

続いて、元地が陸上に接しない所にある漁場Bタイプについて、2(1)保護区域、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線、イ線、ウ線、エ線、それから点ア、点イ、点ウ、点エにつきましても、模式図でお示したとおりでございます。漁場別の距離は、下の表のとおりで、こちらも全て現行どおりでございます。

2(2)保護区域内における漁業の制限でございますが、Aタイプと同様の内容で、これも現行どおりでございます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いをいたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

大井会長

ただ今、第5号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見等ございませんか。

(「ありません」の発声)

大井会長

それでは、お諮りをいたします。第5号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第5号議案終了

大井会長

続きまして、第6号議案でございます。「定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

大野事務局次長

第6号議案に入りますので、水色の表紙の資料を御用意願います。

第6号議案「定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、令和6年3月1日付けで漁業権の免許が予定されている定置漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、いか釣り漁業の操業禁止区域を設定しようとするものでございます。

いか釣り漁業につきましては、夜間操業する場合に集魚灯を使用いたしますことから、その操業が定置漁業に影響を与えないよう、先ほど御審議いただきました第5号議案の保護区域に接続して、更に沖側に操業禁止区域を設けるものでございます。

最初に7ページを御覧願います。いか釣り漁業の操業禁止区域の模式図をお示しております。先ほどの第5号議案で御審議いただいた保護区域を青色の線でお示しておりますが、この左側のア線と右側のイ線を沖側に延長した線と、沖側のウ線、そのウ線から更に沖側にエ線を設定し、これによって囲まれた二重線の部分で、範囲を灰色で色付けしている部分になりますが、ここを夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域として設定するものでございます。

8ページを御覧ください。このいか釣り漁業の操業禁止区域設定に至った経緯等につきまして示してございますが、平成11年5月の岩手県定置協会と岩手県沿岸漁船漁業組合の合意を踏まえまして、以降、定置漁業等の漁業権が切替わる都度、あるいは知事許可の小型定置漁業が更新される都度、両団体の意向を確認しながら委員会指示を発動してきたところでございます。

今般、定置漁業の現在の免許の有効期間が今月末で満了となりますことから、岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合から、改めて、いか釣り漁業の操業禁止区域設定の意向を確認しております。

4ページを御覧願います。岩手県定置漁業協会からの文書の写しでございますが、この文書には、次の5ページの岩手県沿岸漁船漁業組合からの同意書の写しを添えて、前回同様、操業禁止区域を継続して設定するよう要望する旨の内容となっております。

6ページを御覧願います。6ページには岩手県沿岸漁船漁業組合から提出いただいた文書の写しでは、操業禁止区域の設定に特に意見はないことの回答内容となっております。

以上のとおり、いか釣り漁業の操業区域について、岩手県定置漁業協会から継続した設定要望があり、関係団体との調整も図られておりますことから、事務局といたしましては、漁場周辺でのいか釣り漁業による影響を緩和して定置漁業の保護を図るため、引き続き、夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域を設定することが適当であると考えております。

それでは、委員会指示案を御説明いたしますので、1ページを御覧願います。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和6年3月1日を予定しております。会長名でお出しします。

指示の内容でございますが、1、操業禁止区域として、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線からエ線、それから点アから点エにつきましては、第5号議案と先ほど模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、表の構成とすれば、先ほどの第5号議案の保護区域の表中に点エが追加されているだけでございます。この点エの距離は、全て500メートルとなっております。

2、操業禁止区域内における操業禁止時間は、日没から日の出までの間を禁止としてございます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

御審議のほど、よろしく申し上げます。以上です

大井会長

第6号議案について事務局から説明がありましたが、これについて委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

（「ありません」の発声）

大井会長

御意見等がなければ、お諮りをします。第6号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

大井会長

はい、全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第6号議案終了

大井会長

続きまして、第7号議案「令和6年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

大野事務局次長

第7号議案になります。黄色の表紙の資料を御覧ください。

第7号議案「令和6年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」。要旨、県北海域における底はえ縄漁業の操業秩序の維持のため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

最初に、7ページを御覧願います。上段に委員会指示発動の経緯を記載しておりますが、本委員会指示は、本県と青森県の県境海域の漁場利用調整において、岩手県沿岸漁船漁業組合及び岩手県漁業協同組合連合会から、本県船による底はえ縄漁業の安定した操業を確保するための要望を受けまして、平成20年11月から、当該海域における底はえ縄漁業を届出制とする委員会指示を発動しているものでございます。

次に8ページを御覧願います。8ページから10ページには、岩手県沿岸漁船漁業組合と岩手県漁業協同組合連合会からの令和6年度の底はえ縄漁業の操業に関する要望書の写しを添付してございます。何れも、操業秩序の維持及び安全操業の確保のため、引き続き委員会指示の発動を要望する内容となっております。

続きまして、11ページを御覧願います。11ページから12ページにかけては、底はえ縄漁業の現況として、平成22年度以降の漁獲状況等と届出状況をお示ししております。また、13ページから14ページにかけては、県内魚市場におけるマダラとスケトウダラの水揚げ状況につきまして、お示ししておりますので、後ほど御覧願います。

続きまして、4ページを御覧願います。委員会指示の新旧対照表でございます。左側に「旧」として令和5年度の委員会指示を、右側に「新」として令和6年度の委員会指示案の内容について、変更箇所をゴシックで表記し、その下に線を引いております。変更箇所は、委員会指示番号と指示発動の年月日、年次年度に係る箇所のみ変更となっております。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年度の委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和6年3月1日金曜日の予定としてございます。会長名でお出します。

以降の指示の内容につきましては、従前との変更箇所は先ほどの委員会指示の新旧対照表のとおり、年次年度のみの変更でございますので、省略させていただきます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。以上です。

大井会長

第7号議案について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

（「ありません」の発声）

大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第7号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

以上で、本日の議事は終了をいたします。

第7号議案終了

大井会長

それでは「その他」に移ります。

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

(発言なし)

大井会長

県からございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局からございませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会についてでございますが、緊急の案件がない限り、新しい年度に入って4月の開催を予定してございます。御審議いただく議案でございますが、知事許可の制限措置等に係る県からの諮問等を予定しております。時期がまいりましたら文書で御案内させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

大井会長

はい、それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。

皆様、大変御苦労様でした。ありがとうございました。

終了 (午後2時55分)
